

山北町立生涯スポーツセンター利用のしおり

1. 施設の名称

名 称：山北町立生涯スポーツセンター

所在地：〒258-0113

神奈川県足柄上郡山北町山北 2594 番地 1

電話 090-1883-2082

2. 利用時間

午前 9 時 00 分～午後 10 時 00 分

※ ただし、午後 5 時 15 分以降は、利用予約がある場合のみ、利用時間終了まで開館

※ 利用時間には準備・片付け・清掃等の所要時間を含める

3. 休館日

毎週木曜日、祝日がある週の金曜日、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）

4. 予約利用使用料

室 場	単 位	使用料
武道場	1 時間につき	600 円
ダンス・体操室	1 時間につき	300 円
ミーティング室	1 時間につき	300 円

※ 使用時間が 1 時間に満たない時は、1 時間とみなします。

※ 営利を目的とする物品の販売その他これらに類する催しのために使用する場合は、使用料に 125% を乗じた額を加算します。

5. 一般利用について

武道場、ダンス・体操室、ミーティング室の予約利用がない時間は、一般利用できます。一般利用時間は午前 9 時 00 分から午後 4 時 45 分までの予約利用がない時間です。なお、一般利用の場合、予約は不要です。

【一般利用使用料】

使用区分	小人	大人
町内在住者	無料	100 円
町内在住者以外	100 円	200 円

・小学生未満の利用は保護者同伴に限ります。※同伴する保護者が町内在住者の場合は無料。

・「小人」とは 0 歳児から中学生まで、「大人」とは「小人」以外の者をいいます。

6. 団体登録の手続き

団体登録をすると、使用料の減額や予約利用申込みが3ヶ月前に行えます。団体登録をする場合は、教育委員会生涯学習課に「利用団体登録申請書・名簿・保険加入証の写し」を提出し、登録をしてください。

- 団体登録の有効期限は、年度単位（4月1日～3月31日まで）となります。
- 登録内容に変更があった場合は、必ず教育委員会生涯学習課に連絡をしてください。
- けが等事故が発生した場合、原則自己責任となりますので、必ずスポーツ・レクリエーション保険に加入してください。

7. 施設予約利用申込み期間

登録団体	登録団体以外
利用日の属する月の 3ヶ月前の1日から	利用日の属する月の 2ヶ月前の1日から

例）登録団体が5月10日に利用したい場合は、2月1日から予約可能

8. 予約方法

利用日の3日前までに、山北町施設予約管理システムまたは施設窓口へお申し込みください。



9. 使用料の減額について

次のいずれかに該当する方は、使用料の減免を受けることができます。

区分	減額
町内在住・在勤・在学者のいずれか10名以上で組織するスポーツ団体として登録した団体 ※6. 団体登録の手続きを参照	1/2
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている方及びその介護者等	1/2
公用又は町内の園、小・中学校	全額免除
町内の自治会	全額免除

10. 注意事項

- ① 開館時間外や休館日においても施設敷地内車路は通行可能です。
- ② 施設利用者以外は原則、駐車場は利用できません。
- ③ 開館時間外や休館日は原則、駐車場は利用できません。
- ④ 施設内での飲食は武道場を除き可能です。なお、武道場内では畳以外の場所での水分補給のみ可能です。
- ⑤ 施設内での飲酒は不可とします。
- ⑥ 台風等の悪天候時や災害等の事情により、施設利用の制限をさせていただくことがあります。

問合せ先 山北町教育委員会生涯学習課
電 話 0465-75-3649